

## 【クーリング・オフのお知らせ】 契約申し込み者様は下記内容を十分お読みください。

1.お客様が、訪問販売でご契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面（下図参照）又は電磁的記録（電子メール等）により無条件で契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は書面又は電磁的記録による通知を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その金額が3千円未満のときは、クーリング・オフが出来ません。

2.この場合はお客様は①損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。③すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④商品を使用し、又は、権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。又、役務の提供を受け又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払い義務はありません。⑤役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更させた場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することが出来ます。

※電磁的記録によるクーリング・オフについては当社のホームページをご確認ください。<https://www.rise-quality.com>

3.上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面又は電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフすることができます。

※はがきの場合は下図のように必要事項を記入の上、販売店あて郵送してください。（簡易書留扱いが確実です。）

<input type="checkbox"/>	郵便はがき	○ ○	・ 令和〇年〇月〇日
	○ ○	○ ○	・ 販売店住所
	○ ○	○ ○	・ 電話番号
	○ ○	○ ○	・ 極約日
・ ご住所 番号 者	担当者	株式会社	右記日付の契約は解除します。

契約申し込み者（以下甲という）と 請負者 株式会社ライズクオリティー（以下乙という）は、契約書記載内容のほか次の各項について合意する。

### 1. 契約の成立

契約はこの書面による申込みに対し、乙が所定の手続きによって承認したときに成立するものとします。但し、乙が甲に対しこの書面を交付した日から起算して8日以内に、甲が不承認の通知（書面または電磁的記録等）をしない時は、承認があったものとします。

### 2. 内金の取り扱い

甲から乙に対してすでに内金を支払っている場合において、契約が成立したときは、これを代金の一部に充当するものとし、契約が成立しなかったときは乙から甲に対して利息を付さず、これを返還するものとします。

### 3. 商品の引渡し

商品はこの契約成立後、表記の施工予定日内に、甲に引き渡すものとします。

### 4. 代金の支払方法

甲が残代金（契約金額合計から前2項の規定によって代金の一部に充当される内金を控除した金額）の支払い方法として完工時現金払い（表記条件において完工払いとされるもの）の方法を選択したときは、甲は商品受領後直ちに乙に対して、これを支払うものとします。又、甲が残代金の支払い方法として、ローンを利用する時は、乙が指定する信販会社（以下丙という）と甲の間で別の締結する「立替払契約」に基づき、その支払いをなすものとします。

### 5. 所有権及び保管

乙が残代金の支払い方法として完工時払いとした場合、支払いが完了するまでは、商品の所有権は乙に保留されるものとし、この場合甲は、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 商品を、善良な管理者の注意義務をもって保管し、譲渡、貸与、占有移転、移動その他何らかの処分もしないこと。
- (2) 商品につき、強制執行、仮差押、仮処分等をうけたときは、商品が乙の所有に属する事を主張、証明するとともに、そのことを乙に通知し以後乙の指示に従うこと。
- (3) 住所を変更したときは、直ちに乙宛書面にて通知すること。

### 6. 契約の解除

甲において、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、甲は代金残額につき、即時支払いの請求を受け、契約を解除され又は商品の返還を請求されても、異議がないものとします。

- (1) 甲の財産に対し、強制執行、仮差押、仮処分、滞納処分を受けたり、その他甲の信用状態に著しい変化が生じたとき。
- (2) 甲が、代金の支払を怠った場合において、乙が20日以上の期間を定めて書面によってその支払いを催告し、その期間内になお履行しないとき。
- (3) 甲が、表記の工事着工日を経過しても、乙の工事着工日を拒んだ場合。

### 7. 違約金の支払

第6条の(3)により契約が解除となった場合は、甲は着工準備に要した費用を違約金として乙に對して支払う。

### 8. 公正証書等

甲または連帯保証人は、乙の請求によりこの契約について裁判上の和解調書または強制執行承諾書、公正証書の作成に応じるものとします。